

## 脳検診費用一部助成について

半身麻痺や言語障害などの重大な後遺症を引き起こしたり、時には死に至る病である脳出血や脳梗塞などの病気を早期に発見し健康管理に役立てていただくために、村では今年度も脳検診費用の一部を助成します。この機会に、あなたの脳の健康状態を確かめてみてはいかがでしょうか。

◆対象者 昭和54年4月1日以前に生まれた方（平成29年度にこの助成を受けた方は対象となりません。）

◆検診期間 5月1日（火）～平成31年3月31日（日）

◆検診の受け方 ① 健康福祉課に申し込み、脳検診受診券の交付を受けてください。  
受付期間：5月1日（火）～平成31年2月28日（木）（定員70名になり次第締切）  
② 村が脳検診を委託している医療機関等に各自予約し、受診してください。  
受診する際は、脳検診受診券を持参してください。

【検査料金】 検査内容により16,000円～25,000円前後となりますが、助成金の8,000円を差し引いた額を医療機関等の窓口にお支払いください。

◆申込・問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253



## 介護予防でいつまでも元気に ～いきいきサロンのお知らせ～

今年度も、「介護予防でいつまでも元気高齢者に」を目標にいきいきサロンを開催しますので、皆さんお誘い合わせておいでください。

◆期間 6月～平成31年3月/月1回（年間10回）午前9時30分～11時30分  
※遠足のとき 午後3時30分 ※昼食があるとき 午後0時30分

◆対象者 概ね65歳以上の方

◆場所 地区集会所、又は福祉センター

◆内容 健康チェック（血圧・体重）、軽体操、月毎の行事など

◆送迎 地区毎に回覧で運行経路をお知らせします。

◆持ち物 筆記用具、眼鏡（使用している方）

### 【年間行事予定】

6月	年間計画など
7月	遠足
8月	お茶のみ
9月	フラワーアレンジメント
10月	芋煮会
11月	運動会
12月	レクリエーション
1月	栄養講話
2月	ゲーム
3月	作品づくり

### 【6月の各地区のいきいきサロン開催日】

開催日	対象地区	場所
6日（水）	衡中北	衡中北集会所
12日（火）	駒場・大森・奥田	奥田集会所
14日（木）	大瓜上・大瓜下・松原	松原集会所
20日（水）	衡中・衡中東・ときわ台・衡下	ときわ台集会所
22日（金）	衡上・蕨崎・衡東	衡上集会所

## いきいきサロンの講師を募集します

いきいきサロン3月行事の『作品づくり』で、参加者に作品の作り方を教えていただける講師を募集します。

工作や裁縫、染物など物づくりの趣味を活かして、高齢者のいきいきとした生活のお手伝いをしてみませんか。

◆日時 平成31年3月のいきいきサロン開催日時（5回開催）

◆内容 作品づくりの講師 ※村職員がサポートします。

◆謝礼 あり

◆募集人数 若干名

◆申込期限 5月21日（月）

◆申込・問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253



## 65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料が改正されました

介護保険制度の開始から、高齢化の進展に伴い介護サービスの利用（介護保険給付）も増えています。介護保険給付の財源は、2分の1が公費（国・県・市町村）で、残りが被保険者負担（介護保険料）となっており、介護保険給付が増えれば保険料負担も増えることになります。

第1号被保険者の保険料額は、平成30年度から平成32年度までの3年間に要する見込みの保険給付額の23%に応じて算定され、その基準額がこれまでの月額5,800円から6,500円に改正されました。

なお、被保険者の保険料は所得に応じて以下の9段階に区分されます。

所得段階	対象者	基準額に対する割合（保険料率）	改正後保険料（年額）	改正前保険料【参考】
第1段階	本人が住民税非課税 世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	35,100円（軽減措置後）	20,880円（3月まで）
第2段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	58,500円	34,800円（3月まで）
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	58,500円	48,720円（3月まで）
第4段階	本人が住民税非課税 世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	70,200円	62,640円
第5段階（基準額）		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	78,000円（月額6,500円）	69,600円
第6段階		本人の合計所得金額が120万円未満	93,600円	83,520円
第7段階	本人が住民税課税	本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満	101,400円	90,480円
第8段階		本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	117,000円	104,400円
第9段階		本人の合計所得金額が300万円以上	132,600円	118,320円

### ※合計所得金額について

- ・第1～5段階は年金収入にかかる所得を控除した額
- ・土地売却などに係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額

◆問い合わせ先 介護保険制度に関すること 健康福祉課 ☎345-0253  
介護保険料に関すること 税務課 ☎341-8513